

官報號外 昭和十八年二月十九日

○第八十一回衆議院議事速記録第十二號

昭和十八年二月十八日(木曜日)

午後一時十分開議

議事日程 第十二號

昭和十八年二月十八日

午後一時開議

第一 在滿日本人ノ身分ニ關スル滿洲

國裁判ノ效力ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第二 裁判所構成法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助増額ニ

關スル建議案

提出者

赤松寅七君

伊吹元五郎君

吉川貞次郎君

松浦周太郎君

(以上二月十六日提出)

押玄米獎勵ニ關スル建議案

提出者

(以上二月十七日提出)

北海道鐵道株式會社所屬鐵道外十一鐵道

貿易ノ爲公債發行ニ關スル法律案

一昨十七日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル

通牒ヲ受領セリ

左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ

昭和十八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ

シ

一去十六日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如

シ

第六部選出

請願委員

北海道鐵道株式會社所屬鐵道外十一鐵道

貿易ノ爲公債發行ニ關スル法律案

ル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

外九件委員

辭任大橋清太郎君

補闕清

寛君

辭任南雲正朔君

補闕松浦伊平君

農業保險法中改正法律案(政府提出)外三

件委員

辭任馬場元治君補闕川崎巳之太郎君

石油專賣法案(政府提出)外二件委員

辭任山本多吉君補闕川崎巳之太郎君

辭任金光邦三君補闕今井嘉幸君

猶任今井健彦君補闕高橋熊次郎君

北支那開發株式會社法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外二件委員

辭任河上丈太郎君補闕前川正一君

一去十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第六部選出請願委員永田良吉君

一去十六日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常

任委員左ノ如シ

第六部選出請願委員永田良吉君

一去十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第六部選出請願委員永田良吉君

書記ハ判任トス但シ勅令ノ定ムル所ニ
依リ之ヲ奏任ト爲スコトヲ得

書記ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

機事長ニ名其ノ裁事所又ハ機事局ノ
判任書記ヲ地方裁判所長檢事正ニ各々
其ノ裁判所及其ノ管轄區域内ノ區裁判

所又ハ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ檢事局ノ判任書ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スル

コトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令テ以テ之ヲ定ム
陪審法ノ停止ニ關スル法律案

附 則

本法施行前其ノ裁判ノ確定シタル事件

關スル陪審法第四章又ハ第五章ノ規定
適用ニ付亦同ジ

定ム
憲法ハ大東亞戰爭終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之

前項ニ規定スルモノノ外陪審法ノ再施行
付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣岩村通世君登壇〕

、提案ノ理由ヲ順次御説明ヲ申上ゲマ

承知ノ通リ滿洲國ニ居住致シマスル日
地人ノ數ハ、逐年增加ノ一途ヲ辿リマ

殊ニ最近ニ於キマシテハ、開拓民其一家一族ヲ擧ゲテ渡満永住スル者方多

在満内地人ガ隠居、廢家其ノ他ノ身分上ノ
行爲ニ付キマシテ、裁判又ハ裁判所ノ處分
ヲ必要ト致シマスル場合ニ、現在満洲國法
院ハ、斯カル裁判ヲナシ得ル權限ヲ有シテ
居リマセヌノデ、ドウシテモ内地ノ裁判所
ノ裁判ヲ仰グ外ハナク、其ノ都度多額ノ費
用ト、多數ノ日時ヲ費シ、且ツ現ニ從事致シマ
スル重要ナ仕事ヲ休ンデ、内地ニ戻ラナケ
レバナラス状態デアリマシテ、其ノ不便洵
ニ大ナルモノガアルノデゴザイマス、仍テ
日滿兩國ノ特殊ナ關係ヲ考慮致シマシテ、
實際上ノ必要ニ應ズル爲ニ、今般満洲國ニ
於テ在満日本人ノ身分ニ關スル特別ノ手續
法ヲ制定致シマシテ、同國ノ法院ガ在満日
本人ノ身分ニ關スル事項ニ付テ裁判ヲナシ
得ル途ヲ開クノニ相照應致シマシテ、我方
國ニ於テモ滿洲國法院ノ致シマシタ裁判ノ
效力ヲ承認致シマシテ、之ニ依ツテ前ニ述
ベマシタヤウナ不便ヲ除クコトニ致シタイ
ト存ズル次第アリマス

次ニ裁判所構成法中改正法律案ニ付テ、
提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、政府ニ於
キマシテハ、昨年實施致シマシタ行政簡素化ニ
伴ヒマシテ、一般官吏ノ優遇方ヲ考慮致シ、
多年重要ノ職ニ當リ事務練達優等ナル者ハ、
定員ニ拘ラズ、判任ヲ奏任トナスコトヲ得ル途ヲ
開クコト致シマシタ、然ルニ書記長ヲ除ク裁判所書記ハ、裁判所
構成法第八十八條第一項ノ規定ニ依リ、司
法大臣ガ之ヲ任ズルコトナツテ居リマス、仍
テ判任官ニ限ラレテ居ルノデゴザイマス、
之ヲ奏任官トナスガ爲ニハ、裁判所構成法
ヲ改正スル必要ガアルノデゴザイマス、仍
テ今般裁判所構成法第八十八條第一項ヲ改
正シ、裁判所書記ハ判任ヲ原則トシ、例外
途シテ勅令ノ定ムル所ニ依リ、奏任トスル
途ヲ開カントスル次第ゴザイマス

次ニ陪審法ノ停止ニ關スル法律案ニ付テ
提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、昭和三年

十月一日陪審法ガ施行セラレマシテカラ後
陪審ノ評議ニ付セラレル事件ハ逐年遞減
シ、全國ニ於テ最近數年ハ、僅カニ或ハ一
件、或ハ三、四件ニ過ギスト云フ状態ニア
ルノデアリマス、然ルニ一方市町村ノ一般
事務ハ、年ト共ニ激増ノ傾向ニアリマスノ
デ、曩ニ昭和十六年法律第六十二號陪審法
中改正法律ニ依リマシテ、陪審員資格者名
簿及ビ陪審員候補者名簿ハ、之ヲ四年毎ニ
調製スベキコトシ、市町村ノ事務ノ負擔
ノ輕減ヲ圖ツタノデアリマスルガ、其ノ後
モ右兩名簿ニ異動ヲ生ジタル場合等ニ於
テ、市町村長ノナスベキ常務ハ、相當ニ殘
ツテ居ルノデアリマス、尙ホ陪審ノ公判ガ
開カレマシタ場合、陪審員ノ出頭ヲ必要ト
スルノハ勿論、陪審手續ノ性質上、勢ヒ相
當多數ノ證人ヲ喚問スルコトニモナリマス
カラ、是等ノ人々ガ戰時下種々忙デアル
コトヲモ考慮シ、此ノ際陪審法ノ施行ヲ停
止スルコトハ、洵ニ已ムヲ得ザルモノト信
ズルノデアリマス、尤モ廢止スルノデハア
リマセヌカラ、大東亞戰爭終了後再施行ス
ル考ヘデゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上、
何レモ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願ヒ致
シマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス

○森下國雄君 日程第一乃至第三ノ三案ヲ
一括シテ、政府提出戰時刑事特別法中改正
法律案委員會ニ併セ付託セラレシコトヲ望
ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

審査終了ヲ待ツ爲メ、此ノ際暫時休憩セラ
レンコトヲ望ミマス

○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メアマス
ス、暫時休憩致シマス

午後一時十八分休憩

午後一時八分開議

○議長（岡田忠彦君） 休憩前ニ引續キ令議
ヲ開キマス

○森下國雄君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際政府提出戦時行
政特例法案、許可認可等臨時措置法案及ビ
教育基金特別會計法外二十三法律ノ廢止ニ
關スル法律案ノ三案ヲ一括議題トナシ、委
員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレん
コトヲ望ミマス

○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メアマス
ス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ――戦時
行政特例法案、許可認可等臨時措置法案、
教育基金特別會計法案外二十三法律ノ廢止
ニ關スル法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀
會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メアマ
ス――委員長前田房之助君

戦時行政特例法案（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

許可認可等臨時措置法案（政府提出）

ニ關スル法律案（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

調和スルカハ、蓋シ重大問題デアル、殊ニ將來農村ガ強兵ノ根源デアルト共ニ、工場亦幅兵ノ源泉ニセナケレバナラヌト思フ、又日本ノ工場ハ歐米ニ比シテ能率ガ悪イ、如何ナル理想的ノ工場ト雖モ、勞働者ノ數ニハ、アル程度ノ限度ヲ必要トスル、千人乃至二千人程度ノ工場ガ、理想的デ能率モ上ル傾向ガアル、斯ノ如キ工場ニハ指導能力ニ限度ガアルカラ、最高能率ヲ上グル爲メ、工場単位制ヲ考慮スベキデハナイカトノ意見ニ對シマシテ、真條首相ハ、大體人口一億以下ノ國家ハ、將來世界ニ雄飛シ得ナイ、隨テ人口ノ増加ハ極力國家のニ考フベキデアル、何レノ國デモ戦争ノ間ハ人口ガ減ル、死亡ガ殖エテ出産ガ少クナルノガ常態デアル、幸ニ日本ダケハ是ト違ツテ殖エテ居ル、又今年モ殖エテ居ル、是ハ實ニ貴重ナ現象ダト思フ、テ避ケルヤウ指導シテ居ル、而シテ「イギリス」ノ如ク殆ド農村ハ疲弊シ、工場方主體デ、工場本位ノ形ニ進ムヤウナ事態ハ國防上ノ見地カラ、將又門ノ成リ立チカラ言ツテ、健全ナ形デハナイカラ、四割ノ人口ハ是非其農村ニ保持スベキデアル、工場単位制ハ能率ヲ上グル上ニ於テ、一ツノ着想ト思フカラ研究スルトノ率直ナル答辯ガアツタノデアリマス

第四、統制會ハ何レモ設立後日尙淺ク、其ノ内容未ダ充實セザルモノモ少クナイ、今ヤ生産行政ヲ一元化シテ、基本軍需物資ノ飛躍的生産増強ヲ急務トスル今日、急速ニ統制會ヲ實質強化スルノ要アリト思フ、隨テ速カニ權限ヲ移譲シ、且ツ統制會ト官廳トノ間に、眞ニ有爲ノ人材ヲ交流セシムテハ如何、又統制會ニ經濟行爲ヲ許スベキヤ、統制會ノ横ノ連絡ヲ作ル爲メ、上部機構ヲ設クルノ意思ナキヤ等ノ質疑ニ對シ、

商工大臣ハ、統制會強化ノ爲ニハ、其ノ組織、内容ヲ充實刷新シ、業界全體ガ統制會ニ協力シ、政府亦統制會ノ強化ニ對シ、出來ル限り速カニ權限ヲ移譲スル等育成強化ニ協力スル、官廳ト統制會トノ人事交流ヲ可及的ニ實行シ、最高能率ヲ上グルコトニ努力スル統制會ノ經濟行爲ハ、理論的ニハナシ得ル建前ナルモ、今日之ヲ行フハ適當デハナイ、若シ必要アル場合ニハ、統制會ノ下部組織タル統制會社ヲシテ行ハシムルコトガ適當デアル、統制會ノ横ノ連絡ハ、今ノ所重要産業協議會ヲシテ行ハシムル、統制會ノ上部ニ法的統制機關ヲ設クルコトハ、其ノ指導性ヲ豊薄ナラシムルカラ、設置スル意思ハナイ旨御答辯ガアリ、其ノ所信ヲ明カニサレタノデアリマス

第五、從來賃金統制令ハ、低物價政策ニ相呼應シテ來タガ、決戰下ニ於ケル生産增强ノ爲メ賃金、物價等ニ付テモ、全面的ニ新シキ構想工夫ヲ必要ト思フガ、政府ノ所見如何トノ質疑ニ對シ、厚生大臣ハ、低物價政策ヲ堅持スルコトハ原則ナルモ、物價ニ付テハ生産ノ増強ト、國民ノ生活トヲ睨ミ合セテ、各ノ物資ニ付キ現下ノ實情ニ即應シテ、新シキ對策ヲ必要トスル段階ニ達シテ居ル、此ノ對策ナクテハ、生産増強ノ陥路ハ、完全ニ開カルモノデハナイカラ、速力ニ檢討シテ見ヨウト思フ、又生産マデ及ブベキデアツテ、是ガ爲メ、生活賃金制ヲ考慮スル必要ガアル、此ノ新シキ賃金制ガ生レナケレバ、生産力ノ擴充ノ眞ノ目的ハ達シ得ザル旨、極メテ熱心ニ、且ツ率直ニ其ノ所信ヲ示サレタノデアリマス

第六ハ、現在勤勞ニ關スル法令ハ複雜多岐ニ瓦リ、其ノ間統一ヲ缺ケルノミナラズ、今日ノ實情ニ副ハザルモノモ少ナクナイト

思フ、政府ハ勤勞ニ關スル根本法ヲ制定ス
ル意思ナキヤ、又産業及ビ企業ノ重點移動ニ
ニ伴フ企業整備ノ進捗ニ依リ、工場事業開
ニ於ケル労務者ノ配置轉換ハ、重點ナ問題ト
ト思フガ、勞務者ノ配置ニ付キ、法制的措
置ヲ講ズル要ナキヤトノ質疑ニ對シマシテ
厚生省政府委員ヨリ、厚生省トシテハ、勤勞
ニ關スル根本法ハ、一案ハ出來テ居ツタ
ノデアルガ、戰時行政特例等ノ爲メ、提案
ヲ見合ハシタノデアル、昨年二月總動員法ニ
基キ、重要事業場勞務管理令ガ、勅令ヲ
テ公布サレタガ、此ノ勅令ハ一種ノ勤勞管
本法ノ趣旨ヲ、相當合シニ居ルモノト思フ
戰時行政特例ガ公布サレ、勤勞根本法ガ制
定サレルマデノ暫定的措置トシテハ、此
ヘテ居ル、又労務者配置ニ付テハ、出來得ル
シ適用シ得ザル場合ハ、國民職業指導所長
ノ、半ば強制的ナル指導幹旋ニ依ツテ行フ
コトトスル、併シナガラ厚生省トシテハ、
依ル徵用モ考慮シ、ソレト別途ニ總動員法
第六條ヲ適用シ得ルヤ否ヤ研究中デアル、其
限リ自發的意思ニ俟チ、更ニ國民徵用令ニ
生産増強ト勤勞者ノ厚生トヲ圖リタイト
シ適用シ得ザル場合ハ、國民職業指導所長
ノ、半バ強制的ナル指導幹旋ニ依ツテ行フ
コトニ付テモ、目下研究中ナル旨ノ懇切ナ
ル答辯ガアリ、勞務再編成ノ必要性ヲ認メ
ラレタノデアリマス

第七ハ、超重點產業ノ生産増強ノ爲ニ、
又支那ニ居ル現地軍ノ必要上カラ、我ガ軍
ハ支那ヨリ相當巨額ノ物資ヲ買付クル要ア
リト思フ、是ガ收買ニ當ツテハ、如何ナル
通貨ヲ使用スルヤ、軍票ト儲券ノ現在ノ
交換比率ハ、今後ト雖モ堅持スル方針ナリ
強化スル工作ニ對シ、我ガ方モ全面的にニ
ヤトノ質疑ニ對シ、大東亞大臣ハ、昨年
月儲備銀行券ト舊法幣トノ等價離脱後ニ於
テ、儲備券ノ流通面ヲ擴充シ、其ノ基礎ヲ

持ヲ與へ、既ニ大體中南支主要地區ニ於テ、儲備券ノ統一工作ガ出來上ツテ居ル、隨テ物資ノ買付ニ付テモ、出來得ル限り儲備銀行券ヲ使フ方針デアル、又昨年三月軍票ト儲備券ノ相場ヲ百對十八圓ニ決メテ、此ノ相場ヲ維持スルコトヲ日支兩當局ヨリ發表シ、今日マデ實行シテ居ル、此ノ儲備券ト日本ノ圓ノ交換比率十八圓ハ、今後ト雖モ堅持スル方針ナル旨明言サレマシタガ、此ノ大東亞大臣ノ聲明ヘ、支那ノ參戰後多少ノ杞憂ヲ抱キツアリシ通貨ニ對スル不安ヲ一掃シ、支那民心ノ安定ニ裨益スルコト、大ナルモノガアツタト思フノデアリマス、其他企業整備ノ問題、物價問題、債務ニ關スル問題、資金ニ關スル問題、資材資金、糧食、運輸、石炭增産率ニ資材回収等國政百般ニ亘ツテ、極メテ適切ナル建設的意見ヲ述べテ、戦力増強ニ論議ヲ集中セラレ、政府亦懇切丁寧ニ答辯ガアツテ、ソレベシ其ノ所信ヲ明カニサレタノデアリマス

ヲ體シ、首相ノ指示権ト輔弼ノ職務、職權ノ移管ト責任ノ分擔又ハ歸屬、國家諸計畫所信ト質シタノデアリマス、詳細ハ速記ト生産増強ノ完遂、企業整備等ト國家ノ危機撫、行政ノ障碍除去、憲法ノ尊重ト強力ナル政治力ノ發揮等ニ付キ、東條首相ノ信念ト據、就テ御承知ヲ願ヒタイト存ジマスルガ、首相ノ御答辯ニ依リ明カトナリマシタル極メテ要點ダケヲ御報告申上ゲマス、即チ内閣總理大臣ノ指示ハ、各省大臣ノ行政各部長官トシテノ職權ニ對スルモノデアリ、國務大臣トシテノ輔弼ノ職務ニ對スルモノデナイコト、各省大臣ハ之ニ從フ義務ノアルコトヲ再確認セラレ、職權ニ整ハ明確ニ之ヲ行ヒ、苟クモ職務ノ混淆ヲ來スコトナキコトヲ期スルコト、生産力増強ニ支障ノアル行政部門ノ障碍除去ニ付テハ、曩ニ冀贊政治會ノ調査セラレタ點ハ洵ニ適切デアツタト思フ、斯カル障碍ヲ敏速ニ、而モ徹底的ニ排除シテ生産ノ發揮ニ努メルコト、基本軍需物資ノ飛躍的増産ノ爲メ、平和産業ハ固ヨリ重工業方面ニ於テモ、大規模ノ企業整備ヲ斷行スルノ要アリト思フ、固ヨリ政府ハ基本軍需物資ノ増産ノ爲ニハ、必ズシモ既定方針等ニ拘泥セズ、思ヒ切ツタ措置ニ出デ、之ニ要スル金額モ必ずシモ豫算ニ計上シタ金額ヲ以テシテハ、貯ヒ切レナイ場合モ考ヘラレル、其ノ際ノ措置トシテ、相當多額ノ豫備金ヲ準備シテ居ルガ、而モ尙ホ不足スル場合ニハ、ソレゾレ必要ナル措置ヲ講ジテ、萬遺憾ナキヲ期スル旨ノ言明ガアツタノデアリマス、最後ニ是等法令ノ運用ニ當ツテハ、憲法ヲ尊重スルコトハ勿論、且ツ強力ナル政治力ヲ發揮シテ行政ノ滲透ヲ期シ、閣僚ト共ニ挺身リマスルガ、私ハ戦力増強ノ超重要性ニ鑑ミ、本委員會ヲ通ジテ、眞摯ニシテ而

モ活潑ニ行ハレマシタル建設の意圖ヲ一托
綜合シテ、簡単ニ御報告申上ゲ、一段ト政
府ノ勇斷ヲ要望スルト共ニ、一億國民ノ
肩ノ協力ヲ促シタイト存ズルノデアリマス
諸君、戰局ハ正ニ重大デアリマス、今コ
ソ戰ヲ決スベキ秋節アリマス(明日ノ千
ン)ヨリモ、今日ノ百「トン」ヲ重シトスル時
デアリマス、而モ決戰ニ對應シ得ル如ク、
生産ノ割期的増強ノ目的ヲ達成スルコトハ
一ニ懸カツテ是等法令ノ今後ノ運用如何
存スルノデアリマス、是ガ運用ノ局ニ當ル
者ノ責務ガ、如何ニ重大ナルカラ自覺セシ
バナラヌノデアリマス、内閣總理大臣ノ通じ
示ハ、民間ノ經驗知能ヲ十分攝取シ、實際
ニ即應シテ發セラルベキデハアルガ、何
發セラレタル指示ハ、關係各省大臣ヲ通じ
テ、官吏機構ノ末端ニ至ルマデ敏速ニ透徹シ
行政事務が敏活ニ處理セラルコトガ、何
ヨリモ肝要デアルノデアリマス、ソレガ爲
ニハ、支那事變以來國政百般ノ上ニ幾多ノ
情弊ヲ醸成シ、忠誠ナル國民ヲシテ、其ノ
據スル所ヲ惑ヘシメ、生産増強ノ深刻ナル
隘路ヲナシツツアリシ行政事務ノ屬僚化コ
改メテ、上級責任行政官ノ責任制ヲ、事實上ニ
確立スルコトガ、喫緊ノ要務デアラ
ト考ヘルノデアリマス(拍手)千百ノ訓示
ヨリモ、一つノ實踐ヲ以テ尊シトスルモノ
デアリマス(拍手)
今ヤ一億同胞ハ、其ノ總力ヲ凝集シテ、
戰ヒニ打勝タンガ爲メ、前線將兵ノ勞苦ヲ
偲ビナガラ臥薪嘗膽ヲモ敢テ辭ゼザルノ熱
意ヲ以テ、決戰生活ノ下ニ政府ニ協力セン
ト誓ヒツツアルノデアリマス(拍手)然ルニ
若シソレ東道亂レテ、苟且ニモ車務アツテ
政治ナキ傾向アリトセバ、是レ國民ノ忠誠
心ヲ裏切ルモノデアリマス、政府ハ須ラク
時弊ヲ達觀シテ、英斷以テ束道ヲ振肅シ、
信賞必罰ヲ明カニシ、適材ヲ適所ニ配置シ
テ、行政ノ根本的刷新ヲ期スベキデアリマス、

併シナガラ行政ノ機構ヲ濶刺タラシムルニ
ハ、行政ノ背後ニ強力ナル政治力ヲ必要ト
スルモノデアリマス、即チ決戦行政ノ爲ニ
ハ、決戦政治ヲ前提要件トシナケレバ相成
ラヌノデアリマス(拍手)決戦政治ナクシテ
決戦行政ハ断じテ生レルモノデハナノイデ
アリマス、政府ハ生産增强ノ至上命令ニ應
ズル爲メ、内閣總理大臣ノ權限強化ニ伴ヒ
テ、強力ナル政治力ヲ發揮スベク、更ニ新
シキ構想ト努力トヲ致サレンコトヲ、此ノ
際特ニ政府ニ要望スル次第ニアリマス、生
産行政ノ一元化ニ依ツテ、生産增强躰路ノ
源泉タリシ官廳ノ割據主義ハ是正サルベキ
デハアルガ、強力ナル政治力ガ、上ハ關係
各省大臣ヨリ、下ハ末端局條ニ至ルマデ
透スルニアラザレバ、割據主義ハ依然トシ
テ其ノ影ヲ潜メズ、法令ノ運用上多大ノ支
障ヲ來スノミナラズ、法令ノ具體案其ノキ
ノガ、憲法ニ墮スル虞ラアルノデアリマ
スカラ、此ノ點特ニ東條首相ノ大勇斷ヲ尊
ムモノニアリマス

ヲ最高度ニ活用スル爲ニヘ、生産增强ノ
線ニ沿ツテ物價政策ヲ改訂シ、勞務政策ヲ
再編成スルコトヘ、喫緊ノ急務デアリマス、物價
政策ニ付テハ現行補助金政策ノ補強ト相俟
チテ、單一原價計算制ニ依ル適正價格ノ擴
充、並ニ或る程度ノ協定價格ノ活用等考慮
スペキデハナイカト思フノデアリマス、〔簡
單〕「簡單」其ノ他利慾追求ノ念ヘ斷乎排撃
シテ、國民ノ決戦意識ヲ昂揚スペキデハア
ルガ、適正ナル生産利潤ハ、生産ノ原動力
トシテ當然之ヲ保證シ、高能率企業ニ對シテ
ハ、一段ノ向上心ヲ誘發スルガ如キ特別ノ
措置ヲ講ジテ、人間ノ性能心理ノ機微ニ觸
レタル戰時施策ノ妙ヲ發揮シ、更ニ直接增
産ヲ推進スル措置ヲシテ、國家補償ノ建前
ノ下ニ、増産ニ必要ナル新設備ノ指揮命令
ヲナシ得ル等、新シキ構想ノ下ニ、適切ナ
ル決戦經濟施策ヲ斷行スペキデアルト思フ
ノデアリマス、而シテ昨日モ申上ガマシタ
ガ如ク、基本軍需物資ノ生産增强ノ爲ニ
ハ、苟クモ經濟秩序ノ破壊サレザル限り、
巨額ノ國家負擔ヲ覺悟スペキデアリマス、
明日ノ財政ヲ顧念スルコトナク、今日ノ生
産ニ國力ヲ集中スベキデアリマス、我ガ國
力ハ十分之ニ堪ヘ得ル實力ヲ有シテ居ルノ
デアリマス、斯ノ如クニシテ國民ノ戰時意
識ハ愈、昂揚シ生産ハ增强シテ、不俱戴天ノ
敵英米ヲ擊滅シ得ルノデアリマス、由來政
治ハ言フハ易ク行フハ難イノデアリマス、
我等ハ國民ト共ニ、東條首相ニ對シ深キ信
賴ヲ持チ、全幅ノ協力ヲ與ヘントスルモノ
デアリマス、首相ハ大勇斷ヲ以テ、其ノ言
責ヲ呉サレシコトヲ要望スル次第デアリマ
ス

一致原案通り可決致シマシタ、更ニ教育基金特別令計法外二十三法律ノ廢止ニ關スル法律案ノ討論ニ入り、是亦中助松君ヨリ賛成意見アリ、採決ノ結果是亦全會一致ヲ以テ、原案通り可決致シタノデアリマス、此ノ段御報告ヲ申上ダマス（拍手）
○議長（岡田忠彦君） 三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ
○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
○森下國雄君 直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通リ可決セラレントコトヲ望ミマス
○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○森下國雄君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、日本證券取引所法案、市街地信用組合法案、外貨債権處理法案、爲替交易調整法案及び特殊財産資本特別會計法案ノ五案ヲ一括議題トナシ、委員長報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレントコトヲ望ムマス

<p>一 外貨債處理法案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致 候此段及報告候也</p>
昭和十八年二月十八日
<p>衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 山本 厚三</p>
報告書
<p>一 爲替交易調整特別會計設置等爲替交易 調整法案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致 候此段及報告候也</p>
昭和十八年二月十八日
<p>衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 山本 厚三</p>
報告書
<p>一 特殊財産資金特別會計法案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致 候此段及報告候也</p>
昭和十八年二月十八日
<p>衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 山本 厚三</p>
報告書
<p>○山本厚三署 日本書取引所法案外四件 ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマ ス、此ノ各案ノ提案ノ趣旨ニ付キマシテハ、 過日本議場ニ於キマシテ、大藏大臣ヨリ詳 細ニ御説明ガアリマシタカラ、茲ニ之ヲ細 説ヲ致シマセヌ、本委員會ハ八回ニ亘り會 議ヲ開キマシテ、委員諸君カラ熱心ナ御質 問ガアリ、政府ヨリ懇切ナル御答辯ガアリ マシタ、只今其ノ質疑ノ中、重要ト認メラ ル數點ニ付テ御紹介ヲ申上ゲタイト存ジ マス</p>

市價ノ暴騰暴落ヲ防ぐ操作へ、戰時金融金庫ヲシテ當ラシムレバ、十分デハナイカト云フ意味ノ質問ニ對シマシテ、政府ハ主トシテ此ノ事務へ戰時金融金庫ニ當ラシメルガ、必要ニ應ジテハ新取引所ヲモ、活用スルノ要ヲ認メルノデアルト云フ答辯デアリマス、次ニ市場開設地ハ何處々タデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ實物取引ヲ行フ市場ハ、現在ノ全國十一箇所ニ一應設置スル、更ニ將來事情ニ依リテハ、他ノ地ニモ設置スルト云フ旨ヲ明カニシマシタ、清算市場ハ極メテ少數ノ地ニ設置スル考ヘデアルト云フ答辯デアリマス、次ニ取引ノ方法ニ關シテ、最モ多ク論議セラレタノデアリマスガ、第一ニ清算取引ハ過當投機ノ根源デアルト云フコトヲ、政府ハ頻リニ言ハレルガ、ソレナラバ是ハ廢止サレテハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、清算認ムル、出来ルダケ其ノ短所ヲ抑制シテ、取引ハ幾多ノ弊害ハ認メル、併シ一面公正ナル價格ヲ形成シ、又價格ヲ平準ナラシメル長所モアル、今廢スルノハ爰當デナイトウデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、東京一箇所デモ宜シクハナイカ、價格ノ公正ナル形成ト云フダケナラバ、而シテ非常チ弊害ガ多イト云フノナラバ、東京一箇所デアリマシタ、之ニ對シテ果シテ然ラバ、東京一箇所デモ宜シクハナイカ、價格ノ公正テ單ニ一箇所デハ不十分デアル、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、次ニ之ニ對シマシテ、清算取引ハ其ノ短所ヲ矯メルノナラバ、市價平准ニ役立ツト云フノデアルカラ、少數ニ限ルノ必要ハナイデハナイカ、此ノ質問ニ對シマシテハ政府ハ、多數設置ノ要ハ認メス、又監督上モ多數ニナルト行届カヌ、皆様ナ答辯デアリマシタ

ニナラヌ、殆ド自滅スルヤウナモノデアル
ガ、政府ハ之ヲ放任スルノカ、斯ウ云フ意
味ノ御質問ニ對シマシテ、政府ハ中央市場
ノ取引員ガ支店、出張所、代理店等ヲ設置
スルコトヲ今回ハ許スカラ、之ニ依ツテ地
方ノ實物取引ノミノ取引員モ、連絡取引ヲ
スルコトガ出來ル、又有價證券ト云フモノ
ハ、將來非常ナ勢ヒデ増加ヲスル見込デア
ルカラ、左様ナコトハアルマイト思フト云
フ御咎辯ニアリマシタ、結局此ノ問題ニ付
キマシテハ、委員多數ノ意見ハ、清算取引
ヲ全國権要ノ地點ニ設置スベシト云フ考へ
方が多カツタノデアリマスルガ、最後ニ清
算市場ノ設備ハ少數デアルト云フガ、何處
何處ニ置クノデアルカト云フ質問ニ對シマ
シテ、政府ハ、今ノ所東京及び大阪ヲ適當
トスル考ヘデ居ル旨答辯ガアリマシタ、更
ニ將來情勢ノ變化ニ應ジマシテ、他ノ場所
ニモ設置スルコトヲ考慮スルカトノ質問ニ
對シマシテ政府ハ、將來情勢ノ變化ヲ生ジ、
他ニ清算市場ヲ設置スルヲ滴當ト認メタル
場合ハ、考慮スルト云フ旨ノ答辯ガアツタ
ノデアリマス

員ノ意見ガ大體一致ヲシテ居ルヤウナ形勢ニナツタノデアリマスルガ、此ノ質問ニ對法令ノ刑罰中、權衡ヲ得ザルモノアルノ實情ニ顧ミ、政府ハ此ノ際是等ノ調整ヲ圖ル爲ニ、特ニ司法省ニ於テ貴衆兩院議員ヲモ含ム民間ノ權威者ヲモ加ヘテ、速カニ其ノ調査研究ニ着手シ、次期議會ニ改正法律案ヲ提出スル運ビト致スベキ旨ノ答辯ガアリマシタ

以上ノ外政府ノ答辯ニ依リ明カトナリマシタルニ、三ノ點ヲ擧ガマスレバ、新取引所ノ成立時期ハ、大體七月頃ノ豫定デアルト云フコトデアリマシタ、次ニ取引ノ限月ハ之ヲ短縮スペキモノト考ヘテ居ルガ、有價證券取引委員會ニ、取引方法ノ改善問題ト共ニ是ハ諮問スルコトニナツテ居ルカラズ、其ノ上デ決メルト云フコトデアリマス、第三ノ點ハ、取引員タル者ノ資格デアリマスガ、拂込資本金百万圓以上ノ株式會社トスル方針デアル、尤モ地方ト取引ノ種類ニ依ツテ差等ガアル様子デアリマス、取引所法案ニ付キマシテノ質疑應答ハ、大體右ノ通りデアリマス

次ニ市街地信用組合法ニ付テ一點申上ゲマスガ、本組合ノ中央金融機關ハ、本法案ニ依レバ、從來通りニ産業組合中央金庫ニナツテ居ルガ、本組合が獨立スル以上ヘ、特殊ノ關係ヲ有スル金融機關ヲ、政府ハ創設スル意思ハナイカ、斯様ナ質問ニ對シマシテ、政府ハ差當リ此ノ儘デ行ツタ方ガ變方圓滑ニ行クカラ、一時斯様ニシテ置イタガ、將來トシテハ、産業組合中央金庫ノ外ニ商工組合中央金庫、庶民金庫等ノ機能分野ト、市街地信用組合ノ事業トノ關係ヲ綜合的ニ勘案ヲシテ、慎重ニ研究ンタイ考ヘデアルトノ答辯デアリマシタ其ノ他本組合ノ事業全部ヲ、他ノ金融機關へ譲渡ノ件、及

ビ本組合ノ組合員トシテ、如何ナル範圍マ
デ法人ノ加入ヲ認メルカ等ノ質疑ガ行ハレ
タノデアリマス
次ニ外貨債處理法案ニ付テ申上ダマスガ
第一ニ本法案ニ依ル外貨債ノ借換條件ハ、
如何ニシテ決スルカト云フ質問ニ對シマシ
テ、政府ハ借換ノ條件ハ發行者、所有者及
ビ國庫ノ三者間ニテ、複雜ナル利害關係ヲ
持ツモノデアルカラ、外貨債處理委員會ノ
議ヲ經テ、慎重ニ之ヲ決定スル考ヘデアル
ト云フ御答辯デアリマシタ、之ニ關聯シテ
處理委員會ニハ、貴衆兩院議員ヲ入レル積
リカト云フ質問ガアリマシタガ、政府ハ御
意見ノ點ハ十分ニ考慮ラシテ決メルト云フ
答辯デアリマシタ
次ニ敵國人ノ所有スル債權ハ如何ニスル
カト云フ質問、又本法案ノ效果ハ、在外ノ
債權ニモ及ブ力等ノ質疑ガアリマシタ
次ニ爲替交易調整法案ニ付テ申上ダマス
第一ニ本特別會計ノ設置ニ依リテ今後ノ調
整料、留保金ノ類ハ全部本特別會計ニ統合
セラルルヤ否ヤト云フ質問ニ對シテ、然リ
トノ答辯ガアリマシタ、第二ニ交易營團ト
所管ヲ異ニシ、二重監督ノ弊ヲ生ズルガ如
キコトハナイカト云フ質問ニ對シマシテハ
交易營團ノ取扱物資ハ、全部ノ物資ニ瓦ル
モノデハナク、他ノ官省ノ監督スル交易機
關モ引續キ業務ヲ行ヒ、又價格差調整トシ
テハ、爲替操作ハ極メテ重要デアツテ、交
易營團ノミニ依ツテナシ難イ、又本特別會
計ト營團トハ、相俟ツテ計畫交易ノ完璧ヲ
期スルモノデアルト云フ意味ノ答辯ガアリ
マシタ
最後ニ特種財產資金特別會計法案ニ付テ
申上ダマス、本資金ハ如何ナル使途ニ用ヒ
ルカ、例ヘバ敵國抑留同胞救濟等ニ使用ス
ル考ヘハナイカ、之ニ對シテ戰力增强ノ爲
ニ使用スル考ヘデアルトノ答辯デアリマシ
タ、次ニ敵產ノ處理ニ付テハ、急速處理ス

ルノ必要ガアルト思フガ如何トノ質問ニ對シテハ、政府ハ、至極同感デアル、管理人ヲ指導督勵シテ居ルト答ヘマシタ、大體質疑應答ノ主ナルモノハ以上ノ通リデアリマスルガ、尙ほ詳細ニ付テハ速記録ニ依ツテ御承知アランコトヲ希望致シマス
以上ノ質疑ヲ終リマシテ、本日午後一時半討論ニ入りマシタガ、日本證券取引所法案ニ對シマシテハ、吉田敬太郎君ヨリ御意見ノ陳述ガアリマシタ、其ノ大體ノ要旨ハ、清算取引ノ扱ヒ方ハ東京、大阪ノ二箇所ニ限ルト云フ政府ノ御方針ハ承服出來ナイ、又長所モアレバ、短所モアルト言フガ、其ノ短所デアリ過當投機ノ弊害ヲ醸成スル最モ大キナ所ハ東京、大阪ニアツテ、其ノ取扱高ガ七割ニ及ンデ居ル、其ノ最モ弊害ノ多イ東京、大阪ヲ殘シテ、他ノ大部分ノ扱ヒ高ハ三割デアルケレドモ、大部分ノ九箇所ヲ除クト云フコトハ、ドウモ承服出来ナイ、又地方ノ經濟的ニ見テモ、或ハ將來空襲等ノ關係カラ見テモ、地理的カラ見テモ、重要ナ地区ニ分布スベキモノニアル、併シ政府ハ先程申シマシタヤウナ、將來情勢ノ變化ニ應ジテ考慮スルト云フコトデアルカラ、此ノ點ヲ十分注意シテ、政府ハ善處シテ貰ヒタ
イト云フ意味ヲ附加ヘラレマシタ、又罰則ニ付キマシテハ、吾々委員ノ多數ハ、餘り輕キニ失スルカラ、適當ノ體刑ヲ科スベキノデアルト云フ意見デアツタガ、政府ノ所信トシテハ、全面的ニ經濟統制違反ノ罰則ヲ是正スルト云フ考ヘデアル、而モソレハ速カニ調査委員會等ヲ設ケテ是正スルト云見ガアリマシテ、本法案ニ對シテハ、原案贊成ヲ述ベラレタノニアリマス、之ニ對シマシテ採決ノ結果、満場一致委員會ハ原案ヲ可決確定致シタ次第アリマス

ルノ必要ガアルト思フガ如何トノ質問ニ對シテハ、政府ハ、至極同感デアル、管理人ヲ指導督勵シテ居ルト答ヘマシタ、大體質疑應答ノ主ナルモノハ以上ノ通りデアリマスルガ、尙ほ詳細ニ付テハ速記録ニ依ツテ御承知アランコトヲ希望致シマス

以上ノ質疑ヲ終リマシテ、本日午後一時半討論ニ入りマシタガ、日本證券取引所法案ニ對シマシテハ、吉川敬太郎君ヨリ御意見ノ陳述ガアリマシタ、其ノ大體ノ要旨ハ、清算取引ノ扱ヒ方ハ東京、大阪ノ二箇所ニ

次ニ市街地信用組合法案外三件ヲ議題ニ供シマシテ、古田喜三太君ヨリ、信用組合ニ對スル金融機關ノ設備等ニ對シテ御希望ガアリマシテ、是亦四案トモ原案ニ賛成スル旨陳述セラレタノデアリマス、之ニ對シテ採決ノ結果、滿場一致原案ヲ可決確定致シタ次第アリマス、此ノ段御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト呼ブ者アリ
ス、仍テ五案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシ

○森下國雄君 直チニ五案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通

○議長(岡田忠彦著) 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ五案ノ第一讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス

日本證券取引所法案 第二讀會(確定議)

市街地信用組合法案	外貨債處理法案	第一讀會(確定議)
調整法案	爲替交易調整特別會計設置等爲替交易	第二讀會(確定議)
特殊財產資金特別會計法案	第二讀會(確定議)	第一讀會(確定議)
○議長(岡田忠彦語) 別ニ御商議モアリマ セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、五案トモ委員 長報告ノ通り公決確定致シマンタ(拍手)次 會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、 本日ハ是ニテ散會致シマス	第二讀會(確定議)	第一讀會(確定議)
午後三時七分散會		

シテ採決ノ結果、満場一致委員會ハ原案ヲ
可決確定致シタ次第デアリマス